



幌延町広報誌

ほろのべの恋

2013年3月号
(平成25年) 3月号
NO.581



▲2月1日(金) 中央保育所で節分 恵方巻食べて福を呼ぼう!

- 各種手当制度のご紹介
- 平成25年度新入学児童
- がん検診の申込み受付について



▲キャ〜!鬼を呼んじゃった。豆まきしなくちゃ!!

各手当制度のご紹介

～ 児童手当 ～

児童手当制度は、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当です。

◆支給対象

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方。

◆支給額（月額）

注：養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

①所得制限額未満である方

0歳～3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
//（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円

②所得制限額以上である方

児童の年齢に関係なく一律 5,000円

◆支給期日

毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月分までが支給されます。

所得制限

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

～ 児童扶養手当 ～

児童扶養手当は、母子（父子）家庭の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

◆支給対象

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（心身に概ね中程度以上の障がいがある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当している方。

- 父母が婚姻を解消した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- 父または母が死亡（生死があきらかでない場合を含む）した児童
- 父または母が重度の障害にある児童で、父または母の公的年金の加算対象になっていない児童
- 父または母が1年以上にわたり法律により拘禁されている児童
- 父または母に遺棄されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※ただし、上記に該当しても次のような場合は手当を受けることができません。

①児童が

- イ. 日本国内に住所がないとき
- ロ. 父または、母の死亡による公的年金や労災による遺族補償を受けることができるとき
- ハ. 父または母（重度の障害）に支給される公的年金給付額の加算対象となっているとき
- ニ. 児童福祉施設に入所しているとき。または、里親に委託されているとき
- ホ. 母または父の配偶者（事実婚も含む）に養育されているとき（父または母が重度の障害者の場合を除く）

②父母又は養育者が

- イ. 日本国内に住所がないとき
- ロ. 公的年金を受けることができるとき
- ハ. 平成15年4月1日現在で、支給要件に該当してから既に5年を経過しているとき（父子家庭を除く）

◆支給額（児童一人月額）

	～25年9月	25年10月～
全部支給	41,430円	41,140円
一部支給	41,420円～9,780円	41,130円～9,710円

※児童2人目は月額5,000円、3人目以降は児童一人につき月額3,000円が加算されます。

※受給者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、その所得に応じて支給額が一部停止又は全部停止となります。

◆支給期日

毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して、児童の福祉の増進を願って支給される手当です。ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設等に入所している児童などは対象となりません。

◆支給額（月額）

障害等級	～25年9月	25年10月～
1級	50,400円	50,050円
2級	33,570円	33,330円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給期日

毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

各手当を受けるためには、認定請求書を提出する必要があるため、受給資格があっても請求しない限り支給されません。

なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細につきましては、町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160、告知端末機5-8815)へお問い合わせください。

障害児福祉手当・特別障害者手当

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対して、特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を願って支給される手当です。ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設及び障害者施設等に入所している方、3ヶ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

◆支給額（月額）

	～25年9月	25年10月～
障害児福祉手当	14,280円	14,180円
特別障害者手当	26,260円	26,080円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給期日

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までが支給されます。



テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会主催

平成24年度「天塩川フォーラム」のご案内

天塩川周辺13市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」では、日本で4番目に長く、北海道遺産でもある「天塩川」を基軸として、広域連携・住民連携をコンセプトに、交流人口の拡大を図るため、これまで様々な取組を進めてまいりましたが、今年度の取組の仕上げとして、「天塩川フォーラム」を開催いたします。

フォーラムでは、基調講演として、国土交通省観光庁観光地域振興課の七條牧生課長しちじょう まきおにご講演いただき、その後、パネルディスカッションにより、天塩川周辺13市町村の魅力について、地域づくりに頑張っておられる方や、この地域に移住された方に、語り合ってください。

皆さまと一緒に、天塩川周辺13市町村の魅力について考えていきたいと思っていますので、是非、多くの皆さまのご参加をお願いいたします。

●日 時 **平成25年3月13日（水）午後2時～午後5時10分**（午後1時30分開場）

●場 所 **名寄市 市民会館 大ホール**（名寄市大通1丁目 TEL：01654-2-4271）

●基調講演 **国土交通省観光庁観光地域振興部観光地域振興課長 七條牧生しちじょう まきおさま**

（S60京都大学大学院工学研究科修了、S60建設省入省後、外務省在マレーシア日本国大使館勤務、国土交通省総合政策局総務課事業総括調整官などを歴任し現職）

●パネルディスカッション

コーディネーター：(株)北海道宝島旅行社代表取締役社長 鈴木宏一郎ひろかずさま

●入 場 料 **無 料**

■主 催 **テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会**
（土別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、天塩町、中頓別町、豊富町、幌延町）

■お問い合わせ **協議会事務局 名寄市役所営業戦略室 田畑 (01654-3-2111)**





まちの話題



1月31日

宗谷防災講座

災害から身を守るために必要な知識をわかりやすく解説する、「平成24年度宗谷防災講座」が、国際交流施設で開催されました。

日頃からの災害への備え、災害が発生する現象の理解、災害時に関係機関から発信される防災情報の理解などを学んでいただくことを目的に、稚内開発建設部、稚内地方気象台、宗谷総合振興局、幌延町が主催したもので、各町内会の自主防災組織などを中心に、36名の町民の皆さんの出席をいただきました。

参加された皆さんは、専門分野の方々からの説明を受けたり、災害想像ゲームを行ったりしながら、防災の重要性を再確認していました。



2月15日

北留萌消防組合 消防署幌延支署が 防火査察と 除雪を実施

2月15日から26日までの「冬期火災予防運動期間」にあわせ、消防支署の署員が、一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火査察と避難経路確保のために住宅周辺の除雪を行いました。初日の15日には、問寒別地区、18日は幌延市街地区をまわり、火の用心を呼びかけました。



幌延地区



問寒別地区





2月24日



町民スキー大会

幌延町教育委員会と幌延小学校、問寒別小学校の共催で、町民スキー大会が東ヶ丘スキー場で開催されました。

小学生の部では、大回転とそり競技が行われ、この冬の練習の成果を発揮していました。

また、一般の部では、親子でのそり競技など、小さなお子さんも楽しめる種目もあり、楽しそうな歓声があがっていました。



2月17日



町民歩くスキーの集い

今年も、幌延町体育協会主催、幌延歩くスキー愛好会主管の歩くスキーの集いが、豊幌林道コースで開催され、大人も子どもも一緒になって、歩くスキーを楽しみました。

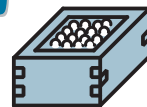


2月1日



中央保育所で節分

中央保育所で節分の豆まきが行われました。



入所児たちは、突然現れた鬼に驚きながらも、果敢に「鬼はそと〜！」と豆をまいて追い出していました。



一月定例俳句会

幌延ほおずき俳句会

長年の無沙汰とりもつおでん酒	富樫とも子
歳月や戦なき世のおでん鍋	横山 貞雄
おでん酒人に絆という月日	藤岡 芙美
しんしんと夜年越えたり煮るおでん	熊谷千恵子
おでん屋の匂いに引かれはしご酒	佐藤 光朗
おでん酒もう急がない齢なり	田中 徹男

インフォメーション

ご家庭にいる栄養士のみなさまへ ～在宅栄養士バンクのお知らせ～

北海道稚内保健所では、市町村や保健所の栄養改善や運動普及などの各種保健事業にご協力いただける在宅栄養士を対象に、「在宅栄養士バンク登録事業」を行っています。

ご家庭におられる栄養士・管理栄養士の方々の登録を募集しています。

事業の詳細については、**北海道稚内保健所子ども・健康推進課健康増進係（電話0162-33-2990）**までお問い合わせください。

栄養成分表示の店 (ヘルシーレストラン) に登録しませんか？

栄養成分表示の店(ヘルシーレストラン)とは、家庭以外でとる食事にどれくらいの栄養成分があるかわかるように、メニューに栄養成分表示を行っているお店です。

飲食店の皆さまへ:メニューの中から3品以上の表示だけで登録ができます。登録料は無料です。

※自前で算定できない場合は、保健所に相談してください。

住民の皆さまへ:栄養成分表示の店に登録しているお店で、栄養成分表示を活用して健康づくりを行いましょ。

お問い合わせ先

北海道稚内保健所
子ども・健康推進課健康増進係
電話 0162-33-2990

平成25年度 国家公務員採用試験 のお知らせ

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を行います。

◆総合職試験（院卒者・大卒程度）

インターネット申込期間
4月1日(月)～4月8日(月)

第1次試験日
4月28日(日)

◆一般職試験（大卒程度）

インターネット申込期間
4月9日(火)～4月18日(木)

第1次試験日
6月16日(日)

◆一般職試験（高卒者）

インターネット申込期間
6月24日(月)～7月3日(水)

第1次試験日
9月8日(日)

※インターネットによる申込みができない環境にある場合は、人事院北海道事務局にお問い合わせください。

☆インターネット申込専用アドレス
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

☆お問い合わせ先
人事院北海道事務局第二課試験係
電話 011-241-1248

自動車税の住所変更 ～お引越しのときは 早めに手続きを

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車をお持ちの方に納めていただく道税です。

住所が変わったら、札幌道税事務所に住所変更の届出をお願いします。

住所変更の届出は、道税ホームページからも行うことができます。

なお、次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき(登録変更)
- ・自動車を売買したとき(移転登録)
- ・使用しなくなったとき(抹消登録)

○住所変更届出先 【道税ホームページ】

自動車税住所変更 検索

【札幌道税事務所自動車税部】
電話 011-746-1190

全国健康保険協会からのお知らせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部の平成25年度保険料率は10.12%に据置きとなります。

今後も保険料率を上げないためには、皆さまの健康管理・健康づくりが大切です。協会けんぽでは、被保険者(本人)の方には、がん検診の内容を含む検査項目が豊富な「生活習慣病予防健診」を、被扶養者(家族)の方には手軽に受診できる「特定健診」をご用意しておりますので、ぜひご利用ください。

全国健康保険協会北海道支部

電話 011-726-0352(代表) <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

低温ナチュラルチーズについてのお知らせ

平成21年3月に町が特許出願しました「低温ナチュラルチーズ」について、特許出願の審査請求(=特許権の取得)を検討するため、「低温ナチュラルチーズ」の事業化の計画がある場合には平成24年12月28日までに事業計画等を提出くださるよう町広報誌でお知らせしていましたが、計画の提出はありませんでした。

この結果を受け、町は低温ナチュラルチーズの事業化は見込まれないと判断し、「特許出願の審査請求は行わない」(=特許権を取得しない)ことに決定しましたのでお知らせします。

なお、低温ナチュラルチーズの試作や製造等は、町が特許権を取得しなくても自由に行うことができます。「低温ナチュラル製造マニュアル」(幌延地圏環境研究所作成)がありますので、ご希望の方(町民限定)に有償(1部210円)で頒布します。



平成25年4月1日～ 高齢者雇用安定法が 施行されます

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した方を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

お問い合わせにつきましては、お近くのハローワーク又は北海道労働局までお願いします。

○改正のポイント

- ①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止(経過措置あり)
- ②継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ③義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ④高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

北海道労働局

電話 011-709-2311

ハローワーク稚内

電話 0162-34-1120

問い合わせ先

総務課企画振興グループ(222) 電話5-1111、告知端末機5-8812

21人入学おめでとうございます

平成25年4月に小学校へ入学する児童は、幌延小学校21名、問寒別小学校2名の23名です。(2月1日現在)春が待ち遠しい、ピカピカの1年生をご紹介します。

平成25年度 新入学児童



学校名	地区名	1年生氏名(ふりがな)	保護者名
幌延小	問寒別小	大岩 斗 騎(おおいわ ときあ)	大岩 巖
	字問寒別	佐藤 怜(さとう れん)	佐藤 博和
	字上幌延	植村 颯太(うえむら そうた)	植村 努
	字幌延	朝日 せりな(あさひ せりな)	朝日 努
		小野寺 咲果(おのの ともか)	小野寺 啓
		清水 健州(しみず けんしゅう)	清水 康太
		薄田 陸(すずき だりく)	薄田 則彦
		小林 恭悟(こばやし きょうご)	小林 竜之
		天野 瑛治(あまの えいじ)	天野 健治
		岡本 悠花(おかもと ゆうか)	岡本 和之
		橋本 陽斗(はしもと はると)	橋本 俊巳
		谷口 義騎(たにぐち よしき)	谷口 智哉
		伊藤 圭音(いとう けいと)	伊藤 崇
	宮園町	岡田 大輔(おかだ だいすけ)	岡田 英樹
		田中 剛志(たなか たけし)	田中 美穂
		野村 未憂(のむら みう)	野村 俊一
		良本 奈々(よしもと なな)	良本 創
		角山 葵(かくやま あおい)	角山 隆一
		刘 洋(りょう やん)	刘 国涛
		東 門田 昊(もんでん こうや)	門田 晋慈
	元 立山 凜(たてやま りん)	立山 正章	
字下沼	木村 瑛(きむら ひかる)	木村 亨	
	高城 怜玖(たかぎ りく)	高城 春彦	

※敬称略 ※保護者の方の了承をいただいて掲載しています。

乳がん検診・子宮がん検診の申込み受付について

平成25年度の乳がん検診・子宮がん検診を下記の日程で行います。

- ☆申込み期間：平成25年3月4日(月)～平成25年3月19日(火) ※8：30～17：15 土日不可
- ☆申込み先：幌延町保健センター 電話・告知端末機 5-1790
- ☆定員となりしだい、申込みは終了とさせていただきます。10月に、バスで旭川がん検診センターへ行く検診も予定しておりますので、そちらをご利用ください。

<乳がん検診>

- 日 程：平成25年4月17日(水) 8：50～、12：50～
- 対象者：平成25年度に30歳以上になれる幌延町在住の女性(S59年4月1日以前に出生された方) ※受診間隔は隔年ですので、平成24年度に受診された方は対象となりません。
- 検査内容：視触診とマンモグラフィ検査(レントゲン)
- 検査料金：1,000円 ※生活保護受給者は無料(申込みの際、自己申告)
- 定 員：午前50名、午後40名

<子宮がん検診>

- 日 程：平成25年4月23日(火) 9：00～、13：00～
- 対象者：平成25年度に20歳以上になれる幌延町在住の女性(H6年4月1日以前に出生された方) ※受診間隔は隔年ですので、平成24年度に受診された方は対象となりません。
- 検査内容：子宮頸部がん検診(細胞診)と超音波検査
- 検査料金：1,000円 ※生活保護受給者は無料(申込みの際、自己申告)
- 定 員：230名

津波警報が変わります

—平成25年3月7日（予定）から運用開始—

東日本全域に未曾有の大災害をもたらした東北地方太平洋沖地震一。特に津波による被害は甚大でした。この地震に対して当初発表した津波警報は、実際の津波を大きく下回るなど、津波警報の発表に関する課題が指摘されました。気象庁では、このような津波による被害の軽減を図るため、有識者や各防災関係機関と協力して、津波警報の改善に取り組んできました。そして、震災から約2年を迎える平成25年3月7日から、「新しい津波警報」の運用を開始します。

新しい津波警報のもっとも大きな変更点は、警報の発表方法の見直しです。これからの津波警報は、津波の高さを小さく予想することを防ぐため、巨大地震発生時に限りその海域における最大級の津波を想定して発表します。このとき、最初の津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」、「高い」という表現で発表し、非常事態であることを伝えます。また、観測された津波の高さがまだ小さいうちは、数値で表わさずに「観測中」という表現で発表します。これは、まだ津波が小さいうちに観測された値を見て、これが最大だと誤解してしまうと、避難の足を鈍らせてしまう危険があるためです。これらの他、これまで8段階で発表していた「予想される津波の高さ」を5段階に集約する、などの変更も行います。

到達予想時刻・予想高さ		
大津波警報		(予想高さ)
〇〇県	津波到達中と推測	巨大
××県	10時30分	巨大
:		
津波警報		
△△県	11時00分	高い
□□県	12時00分	高い

	予想される津波の高さ	
	高さの区分	発表する値
大津波警報	10m～	10m超
	5m～10m	10m
	3m～5m	5m
津波警報	1m～3m	3m
津波注意報	20cm～1m	1m

予想される津波の高さの新しい発表区分

巨大地震発生時の津波警報のイメージ

さらに、沖合で観測された津波の成果を今まで以上に活用した「沖合の津波観測に関する情報」を新設しました。この情報では、津波が沿岸に到達するより前に、沖合の観測値をいち早くお伝えします。また沖合の観測値をもとに、津波が沿岸に到達する時刻及び津波の高さをより正確に推定して発表します。

気象庁では、皆様に新しい津波警報・津波情報を正しく理解していただき、上手に活用していただくことで、少しでも津波災害を減らしたいと考えております。津波警報改善の詳細については、札幌管区気象台ホームページ (<http://www.jma-net.go.jp/sapporo/>) に掲載しておりますので、是非ご覧ください。

津波警報は、津波による災害の発生が予想される時に発表する重要な情報です。津波警報を見聞きしたら、直ちに安全な場所へ避難をお願いします。



※稚内地方気象台ホームページアドレス [http:// www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html](http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html)
 ※問い合わせ先 稚内地方気象台防災業務課 (電話：0162-23-2679)

締め切り間近です。お急ぎください!

◎離職後1～2年の方

平成23年3月31日から平成24年3月30日の間に離職された方は、平成25年3月末で『**退職(失業)時の特例免除制度** (制度の内容や手続きの方法は、下記をご覧ください。)]を生かせる手続きが締め切られます。4月以降の申請になると審査に有利な「失業特例申請」が適用されませんので、今がラストチャンスです!

◎20歳以上の学生の方

今年4月1日までに20歳以上になる学生さん、『**学生納付特例制度** (制度の内容や手続きの方法は、広報誌2012年7月号「ねんきん通信」をご覧ください。)]の手続きはお済みですか?
まだ、平成24年度分の手続を済まされていない方は、平成25年4月末で手続きが締め切られます。学生証を持参のうえお急ぎください!

退職(失業)時の特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、市区町村役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、月額14,980円(平成24年度保険料額)を納めることとなりますが、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも、免除された期間は次のように扱われます。

- ①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
- ②老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。(平成21年3月分までは3分の1)
- ③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入され、加入中の「万が一の備え」ができます。
- ④10年以内に「追納」をすると、老齢基礎年金の年金額を回復することができます。

また、免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した方は、**退職(失業)時の特例免除制度**を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。
※退職には自己都合退職も含まれます。

☆手続き

特例免除の申請には、住民票のある市区町村役場へ「国民年金保険料免除申請書」を提出(郵送可)する必要があります(申請書は市区町村役場または年金事務所にあります)。

手続きに必要なもの

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの
- ②認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)
※公的機関証明を紛失の際は、「離職照会同意書(役場または年金事務所に常備)」の提出により、対応可能です。

☆被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職(失業)によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者になり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が上記の退職(失業)時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

町民くらしのカレンダー 3月 (March)

注:保セ=保健センター

1 金		17 日	
2 土		18 月	5歳児健康相談 13:30～ (保セ)
3 日		19 火	
4 月		20 水	春分の日 幌延小学校卒業式
5 火	福寿会健康相談 10:30～ (老人福祉センター)	21 木	
6 水		22 金	書道教室 18:30～ (役場大会議室) 書の研修事業作品展 ～3/28 (国際交流施設)
7 木	もぐもぐスクール 10:00～ (保セ)	23 土	書道研修 9:30～ (役場和室)
8 金	育児くらぶ 10:30～ (保セ)	24 日	
9 土		25 月	
10 日		26 火	リトミック教室 10:30～ (保セ)
11 月	第1回幌延町議会(定例会) 10:00～	27 水	
12 火	第1回幌延町議会(定例会) 10:00～	28 木	
13 水	第1回幌延町議会(定例会) 10:00～ すくすく健診 13:00～ (保セ)	29 金	
14 木	幌延中学校卒業式	30 土	
15 金	問寒別小中学校卒業式 明和会健康相談 11:00～ (下沼寿の家) ほのぼのセミナー 10:00～ (保セ)	31 日	
16 土			

ご寄付ありがとうございます

1月

◇幌延町社会福祉協議会へ
(香典返しの一部)

薄田美智子さん(母)字幌延
尾崎 文博さん(父)茨城県
金田 捷幸さん(父)問寒別
山本 雄一さん(母)4南2

戸籍の窓

1月

☆お誕生おめでとう

門田 璃佳ちゃん(父直樹)栄町
金田 光生くん(父直樹)1北1
秋山 星華ちゃん(父)将字幌延
木須 遼介くん(父芳男)栄町
加藤 葵彩ちゃん(父晋哉)1北2
長山 旺生くん(父拓矢)宮園町

★お悔やみ申し上げます

阿部八重子さん(80歳)1北2
尾崎 博幸さん(77歳)栄町
金田 正男さん(96歳)1北2
山本 トキさん(93歳)4南2



景百延幌

撮影者/鎌田米二郎さん



オジロワシ



窓裏のほろ

■ 幌延町が目指すのは、協働のまちづくりです。

■ 今年も、問寒別町民会館の屋根の雪を、問寒別連合町内会の有志の方々が除雪してくださいました。

■ 昨年、今年と例年にない積雪量で、地区集会所の屋根雪は心配の種となっています。

■ 地域の方々のご協力により、普段なかなか行政だけでは手が行き届かない集会施設などの適切な管理が出来ることを、感謝申し上げます。

■ 3月になると春はもうすぐ。あと少しの間、雪とつきあうことになりませんが、除雪中の事故などには十分

気を付けてください。

■ さて、話は変わりますが、春といえば選抜高校野球があります。


■ 今年は、21世紀枠で遠軽高校が初出場することになりましたが、この野球部に、幌延中学校出身の鴨野崇希君がいます。現在2年生の鴨野君は、投手、外野手として秋の全道大会にも出場。1番を打つなど活躍しました。

■ 3月22日から始まる選抜高校野球大会。甲子園球場に立つ、わが町出身の鴨野君の雄姿がテレビで見られるかもしれません。楽しみですね。

【総務課企画振興グループ】

● 広報誌へのご意見 ご要望をお寄せください ●

総務課企画振興グループ ☎5-1111 【内線】222・223

	平成25年1月 末日現在	男	1,339	(-3)
	※()内は前月比	女	1,292	(+2)
		計	2,631	(-1)
		世帯数	1,295	(-5)

告知端末機「知らせますケン」の視聴についてのお願い!

告知端末機「知らせますケン」では、通常の行政情報だけではなく、緊急の避難警報など、皆さんにとって重要なお知らせを放送することがあります。

電源は必ず入れて、1日1回は必ず視聴するようお願いいたします。



わが家のエンジェル

新野 ひかり ちゃん
(平成24年6月10日生・字下沼)

お父さん 貞治 さん
お母さん 佳奈恵 さん

毎日、おじいちゃんとおばあちゃんに遊んでもらっているひかりちゃん。教えてもらったバイバイが上手に出来るようになりました。



鈴木 友来 ちゃん
(平成24年6月26日生・元町)

お父さん 洋史 さん
お母さん まこと さん

歩行器が最近のお気に入りという友来ちゃん。どこでも自由に動き回ってはいいたずら三昧で、お母さんは目が離せません。毎口です。

